

## 平成 26 年度地域包括支援センターの事業計画について

### 1 平成 26 年度の重点取組事項と委託の方針

介護保険法の一部改正(平成 24 年 4 月 1 日施行)により、市町村が地域包括支援センター(以下「センター」という。)の設置運營業務を委託する場合、運営方針を示すことが市町村に義務付けられた。本市ではセンターに求める「業務水準」(資料 1-1)と、「重点取組事項と委託の方針」(資料 1-2)を示し、これを踏まえて事業計画を策定していただくとともに、事業評価を実施している。平成 26 年度における重点取組事項および委託の方向性については以下の通りとしている。

#### 【平成 26 年度の重点取り組み事項】

今後、高齢者の一層の増加が見込まれていることや、震災後の環境変化等に伴う高齢者の心身機能の低下が心配されることを踏まえるとともに、平成 27 年度に予定されている介護保険制度の改正を見据えながら、平成 26 年度は、本市では以下の 3 点について重点的に取り組んでいく。

- (1) 地域包括ケア体制の強化
- (2) 認知症対策の推進
- (3) 介護予防の推進

#### 【地域包括支援センター業務委託に際する方針】

- (1) 個別ケースの検討の充実と地域課題の発見
- (2) 地域における認知症支援の中核としての活動
- (3) 自立支援に向けた介護予防の推進

### 2 地域包括支援センターの事業計画について

1の重点取組事項および市の委託方針、業務水準をもとに、地域包括支援センターへ事業計画の提出を求めている。事業計画は以下の項目で構成され、それぞれの項目ごとに、平成 25 年度における事業の実施結果と、平成 26 年度の事業計画について記述されている。

#### (事業計画項目)

- 1 地域包括支援センター運営の基本方針
  - ・ 担当圏域の現状と課題
  - ・ 中期的な(3年間)の運営方針
  - ・ 平成 26 年度のセンター運営にあたっての基本方針(資料 1-3)
- 2 各事業の進め方
  - ① 総合相談・支援業務
  - ② 権利擁護業務
  - ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
  - ④ 介護予防関連業務
  - ⑤ 地域・関係機関との連携・ネットワークづくり
  - ⑥ 認知症関連業務

各センターから提出された事業計画は、これまでの事業実績から浮かび上がってきた課題を踏まえたものとなっている。各センターの基本方針の概要は「平成26年度地域包括支援センター運営あたったの基本方針」(資料1-3)のとおりである。

### 3 事業実施状況の確認について

事業計画は、各地域包括支援センターから提出された原案をもとに、地域包括支援センター、区役所保健福祉センター及び介護予防推進室の職員が意見交換を行ったうえで作成されている。本市としては、今年度後半に予定している事業評価及び年度末の実施結果報告などを通し、計画が適正に実施されているかについての確認及び評価を行っていく。